

第 1 5 7 8 回 島根県教育委員会会議録

日時	令和元年 5 月 24 日
自	13 時 30 分
至	14 時 40 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

—公開—

(議決事項)

第3号 令和2年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針について(教育指導課・特別支援教育課)

———原案のとおり議決

(報告事項)

第8号 県立高校魅力化ビジョンの推進体制について(学校企画課)

第9号 第4回食の縁結び甲子園について(教育指導課)

第10号 令和元年度「日本遺産」の認定結果について(文化財課)

———以上、原案のとおり了承

—非公開—

(報告事項)

第11号 公文書部分公開決定にかかる審査請求に対する裁決について(学校企画課)

———原案のとおり了承

Ⅱ 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

新田教育長 藤田委員 浦野委員 出雲委員 真田委員 林委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

佐藤教育監	全議題
石原教育次長	全議題
小仲参事	公開議題
丹羽野参事	公開議題
福間教育センター所長	公開議題
安食総務課長	全議題
小村総務課上席調整監	公開議題
米山教育施設課長	公開議題
佐川教育施設課管理監	公開議題
福島特別支援教育課上席調整監	公開議題
木原学校企画課長	公開議題、報告第11号
柳楽県立学校改革推進室長	公開議題
多々納教育指導課長	公開議題
江角地域教育推進室長	公開議題
村本子ども安全支援室長	公開議題
村松教育指導課上席調整監	公開議題
佐藤特別支援教育課長	公開議題
福島特別支援課上席調整監	公開議題
原保健体育課長	公開議題
畑山社会教育課長	公開議題
江角人権同和教育課長	公開議題
萩文化財課長	公開議題
山根世界遺産室長	公開議題
中島古代文化センター長	公開議題
平野福利課長	公開議題
山崎教育センター教育企画部長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

田原総務課課長代理	全議題
瀧総務課人事法令グループリーダー	全議題
山崎総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	3 件
	報告事項	2 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	0 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	1 件
	その他事項	0 件
署名委員	藤田委員	

議決第3号 令和2年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針について（教育指導課・特別支援教育課）

○多々納教育指導課長 はじめに、教科書採択の流れを確認いただきたいと思います。本日の会議では高等学校及び特別支援学校高等部の教科用図書について、①採択の基本方針、②採択基準、③採択の観点、④採択に係る留意事項の4点をお伺いする。この決議を受けて各学校が採択の手続きを進めていくこととなる。高等学校及び特別支援学校高等部は小中学校とは異なり、毎年各学校の希望を聴いた上で所管する県教育委員会が採択することになっている。この結果については9月の教育委員会会議で報告する。特別支援学校高等部の採択に係る基本方針等の通知が高等学校より遅くなっている。この理由は、特別支援学校小中学部に合わせて通知を行うためである。

続いて、教科書採択の概要を説明する。採択とは、学校で使用する教科書を決定することである。公立学校における教科書の採択権者は教育委員会となっている。小中学校とは異なり、高等学校と特別支援学校高等部の教科書採択については、法令上の具体的な定めがないため、採択の権限を持つ教育委員会が基本方針を定め採択事務を行っている。

また、採択事務を行う年度については、高等学校及び特別支援学校は毎年採択を行うことができるようになっている。

「1 採択の基本方針」についてお諮りする。関係法令については、1の7ページにまとめている。また、採択の権限は教育委員会にあるが、高等学校は多様な教育課程を展開しているため、校長の意見を聴いて、すなわち学校に選定を希望する教科書の一覧を提出させて教育委員会の責任において採択することとしている。

「2 採択基準」についてお諮りする。教科書の採択は、教科書目録に登録されている教科用図書のうちから行う。目録では、文科省の検定に合格した教科書が教科別に一覧になっている。高等学校では多様な科目が設定されているため教科書が発行されていないものもある。その際は一般図書の方から適切な図書を採択することとしている。

「3 採択の観点」についてお諮りする。採択は各学校の特色や生徒の実態、教育課程に適合した教科書を採択することとしている。

「4 採択に係る留意事項」についてお諮りする。(1)学校の特色や生徒の実態に合った教科書採択のためには、各学校の教員及び教育事務所の指導主事が教科書研究の充実に努めなければならないこと、(2)過去、平成27～28年にかけて、教科用図書発行者による教科書採択の公平性に疑念を抱かせる行為が相次いだことを受け、より一層適正かつ公平

な採択が確保されるよう各校への指導を徹底しなければならないこと、以上の2点を留意事項として挙げている。

採択の手続きについて。各高等学校では教科書会社から届いた教科書見本等を参考に、①から⑤の手続きを経て教科書採択を行っていく。①今回お諮りすることとしている採択の基本方針を踏まえ、各学校は教科書を見本を参考に教科用研究を進めていく。平成29年度から教科書選定の公平性を確保するため、各学校において校長を委員長とする教科書選定委員会を設置することとした。各学校はこの教科書選定委員会の審議を経て使用教科書を選定し、選定理由を明らかにした上で7月8日までに採択希望を県教育委員会に提出することとする。

②教育委員会事務局では指導主事を中心に調査研究を進め、主として教育課程との適合性等を専門的見地から審査することとする。

③この審査を経て、必要に応じて学校に対して指導助言を行っていく。その後、校長は選定に変更があれば県教育委員会に採択希望の再報告をする。

④8月下旬に県教育委員会として採択を行い、9月の教育委員会会議で概要を報告する。

⑤採択結果は、9月に各学校に通知することとしている。

○佐藤特別支援教育課長 続いて、特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針について説明する。まず、教科書採択について。特別支援学校高等部の教科用図書採択の場合、高等学校と違う点の一つある。特別支援学校、小中学校の特別支援学級については、個々の児童生徒ごとに教科用図書を採択する点が、違う点である。

続いて、「1 採択の基本方針」については高等学校と同様である。「2 採択基準」については、採択は、高等学校用、中学校用、小学校用、特別支援学校用教科書目録又は平成32年度用一般図書一覧、それから県が制定する一般図書一覧、これらに登載されている図書のうちから行う。ただし、必要がある場合には、校長の意見に基づき、教科書目録等に登載されている図書以外の図書を採択するとしている。「ただし、必要がある場合」の説明であるが、教科書目録等に適したものがない場合は他の適切な教科用図書を使用することができる、としており、この場合、県で一つ一つ調査研究を行い審査することになっている。「3 採択の観点」については、高校と違う点が1か所ある。採択は、「生徒の発達の段階、障がいの状態及び特性」という言葉を入れており、これに基づき、教育課程に適合したものであるかどうかを考慮した上で厳正に行う、としている。「4 採択に係る留意事項」については高等学校と同様である。「5 採択の手続き」については、②

～⑤については高等学校と同様である。①については、さきほど高等学校では教科書選定委員会を設置する説明があったが、特別支援学校では設けていない。「各学校で十分な検討の上」としている。特別支援学校の場合は、個々の生徒に応じた教科書を選定するに当たり、まず各学級で検討、次に各教科で検討、続いて各学部で検討し、そして全体で検討するように、いくつもの段階を踏んで検討しているためである。教科書選定から採択決定通知までの流れは高等学校と同様であるが、特別支援学校の場合は、「新入生については合格が決定した2月末に選定を行い、上記と同じ流れで3月に採択する」と記載している。これは、先月の教育委員会会議で説明したとおり、新入生の場合、10月以降の就学相談会あるいは教育相談の段階で実態が把握できるため、合格が決定した2月末に選定を行い、同じ流れで3月に採択している。

———原案のとおり議決

報告第8号 県立高校魅力化ビジョンの推進体制について（学校企画課）

○柳楽県立学校改革推進室長 「1 県立高校魅力化ビジョン策定の経緯」についてだが、今年2月のところでこの会議で議決いただいた。その後、概要版を作成して、3月中のところで県立学校の教職員全員、議員、市町村教育委員会、小中学校、大学、市町村長など各所にビジョンを配布した。今年度に入り、県立高校の校長会、市町村教育委員会、あるいは小中学校校長に対する施策説明会等でビジョンについて説明させていただいているところである。

続いて「2 県立高校魅力化ビジョンの推進体制」について。策定に際しても、策定本部を設け、その下にある5つの部会で検討して、全庁挙げて策定したところである。推進体制についても、「県立高校魅力化ビジョン推進本部」を設け、ビジョンに記載されている「具体的な取組項目」について進捗状況を把握するとともに、各高校の取組を全庁挙げてフォローする体制を構築した。

また、推進本部の構成については、教育監を本部長、教育次長を副本部長として各課室の長を本部員としている。この推進本部の下に、推進会議を設置して各担当部署がそれぞれの取組に関わる「現状・課題」「今年度の取組・目標」及び「予算措置が必要な事項」等を記載した実施計画を作成して、これを基に協議し連絡を取り合いながら推進していき、その結果を推進本部に報告することとしている。推進会議は現在まで3回開催している。各課横断的に横の連携を取りなが

ら進めているところである。また、推進本部会議は第1回を行い、この体制及び進め方について認めていただいたところである。第2回では、推進会議の内容、実施計画の進捗状況を報告する予定にしている。本部会議は議会、予算のスケジュールに合わせておおむね6回程度を予定しているが、今後変更もありうる。教育委員会会議にも時機を見て報告していきたいと考えている。

———原案のとおり了承

報告第9号 第4回食の縁結び甲子園について（教育指導課）

○江角地域教育推進室長 先月、実行委員会を開催し、今年度の開催概要が決まったので変更点を中心に報告する。

目的の記述は変わっていないが、新学習指導要領との関連性を要項の中に記載することとしている。

開催概要だが、今年は11月9日に開催、会場はくにびきメッセである。料理テーマについては一部変更しており、昨年度は「一汁、ワンプレート、」から「どんぶり、一汁、デザート付き」に変更した。ワンプレートからどんぶりに変更したのは、簡易で取組やすく、再現しやすい献立であることを考慮した。デザートを追加したのは、これまで応募された生徒さんから要望が多かったため今回取り入れた。食材は昨年同様、「しじみ」「こめたまご」「きのこ」だが、「しじみ」は汁物に限定した。これは、調理方法を限定することにより創意工夫の深まりを期待したもの。また、きのこは昨年度までは「しいたけ」に限定していたが今年は「しいたけ・まいたけ・エリンギ」の中から1種類以上使用することとした。これは選択肢を増やすことにより、これまで応募された生徒さんの意欲を喚起したり、島根の食材のPRにつなげるためである。実施スケジュールについては、9月6日を応募の締め切りとし、19日に書類審査、9月26日に全国大会に出場する10チーム、地区ブロック代表7チーム、島根県代表2チーム、特別枠代表1チームを選定する。

なお、昨年度、島根県の代表チーム選出のために行っていた実技審査である島根県大会は、参加者の負担軽減、探求期間を長くする等の観点から廃止し、全国大会と同様、書類審査のみとした。

続いて、全国大会の概要について。まず日程だが、事前調理、仕込みを9時30

分からの開会行事より前に行うことにして、閉会時刻を16時から14時の2時間早くしている。審査基準も少し変更しており、学びの過程をより重視するために大会までのプロセスの加点を10点伸ばし、50点から60点にしている。その分、当日のプレゼンテーションの配点を20点から10点に減らしている。最後に審査員だが、今年度は、島根大学の丸山准教授を新たに加えている。丸山准教授はキャリア教育が専門である。

○藤田委員 しじみの使用を汁物に限定するとの説明だったが、そうすると、どんぶりの食材は、しいたけ・まいたけ・えりんぎということになるのか。

○江角地域教育推進室長 きのは、どんぶりの食材にもなるし、汁物の食材として使ってもいい。

○藤田委員 しじみを汁物に限定した理由が分かりにくいと思う。

○江角地域教育推進室長 しじみはいろいろなものに使えるが、汁物に限定することにより汁物の中で深めていってもらって、広がりよりも深まりを今回はポイントにしてメニュー、レシピを考えてもらうことにした。

○藤田委員 デザートの食材の指定はないのか。

○江角地域教育推進室長 地元の食材などを使ってくださいということになっている。

○藤田委員 一主婦としてはどうしても限られたものしか浮かばない。一方で、参加した生徒たちがこれをどう広げていくのだろう、という期待感もある。どういうふうに工夫していくか、事務局の考えが子供たちや指導する先生に伝わるといい。

○江角地域教育推進室長 既に実施要項を出しているのご指摘いただいた点を追加することは厳しいかと思うが、先ほどお尋ねになったような視点はその都度伝えるようにしたい。

○藤田委員 問い合わせがあったときに一律にうまく伝えるようにしてほしい。

○江角地域教育推進室長 問い合わせがあったときにはアドバイスをしたい。ホームページに追加情報を載せると見る人、見ない人が出てくる可能性があるので慎重に対応したい。

○浦野委員 どんぶりはごはんものということか。どんぶりに入っていれば麺類でもいいのか。

○江角地域教育推進室長 ごはんもののイメージだったが、麺類もあり。

○浦野委員 とらえ方が難しいと思う。逆に広がる。

○藤田委員 食材として仁多米などが指定されていると、どんぶりが「ごはんもの」につながってくるが。

○江角地域教育推進室長 今までは米とショートパスタは想定していたが、うどん、ラーメンのような麺類は想定していなかった。問い合わせがあれば、米とショートパスタに限定している旨、回答するようにしたい。

○林委員 どんぶりの定義がないのであれば、生徒が深い発想力でおいしいものをバランスよく出すのであれば、それでいいと思う。すでに実施要項を出しているのであれば、後で米、ショートパスタと言うのではなくて学校に任せてもいいのでは。麺類よりももっと斬新なものが出てくるかもしれないし、その方が観ている方も楽しいのではないかと思う。

○江角地域教育推進室長 さきほど頂いた御意見を基に子供の自由な発想が反映されるよう幅広に考えさせていただいて、不公平感が出ないように審査でキャッチアップできるような方法を検討させていただきたい。

○浦野委員 応援ボランティアとして松江農林高校、出雲農林高校、松江市立女子高などが挙がっている。これらの生徒はボランティアとして参加しながら近くで見ることができると思う。会場近くの普通高校、松江北高校、松江東高校の生徒も見に来られて全国大会に触れられることもいいと思うが、今まで見かけたことがない。高校には家庭部もあるので見に来られると盛り上がると思うが。

○江角地域教育推進室長 御意見はごもっともだと思う。今年度、大会の周知はこれまで以上にしており、近隣の学校の生徒が来られたら、参加している生徒と交流できるようにすることも考えている。また、遠方の学校、特に応募した生徒にも来てほしいと考えている。若干予備的な予算もあるので受託者である山陰中央新報社とも相談し、バスの借り上げなどをして遠方の学校からも来てもらい、参加している全国各地の生徒と交流できるようにすることも考えている。

———原案のとおり了承

報告第10号 令和元年度「日本遺産」の認定結果について（文化財課）

○菘文化財課長 今月20日に、文化庁から日本遺産認定の発表があった。全国では16件、

島根県からは浜田市をはじめ、石見部9市町から申請していた「神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～」が認定されたところである。これにより、島根県では5年連続5件目の認定となり、全国では合計83件の認定となる。

日本遺産については、文化庁が補助事業として優れた地域の文化・伝統を語るストーリーを認定するもので、令和2年までに100件程度の認定を目指している。

今回認定されたストーリーについては、伝統芸能である石見神楽をはじめ、国指定の大元神楽やユネスコ無形文化遺産石州半紙、神楽の道具や面など52件の文化財で構成されており、地域の伝統芸能でありながら時代の変化を利用して発展し続ける、古来より地域とともに発展してきた、石見人が世界に誇る宝であることをアピールしたものである。文化庁からは、神楽と産業、人々の暮らしとの関係性がよく描かれていることが評価されたと伺っている。

日本遺産認定後の取組として、県・9市町の関係団体が連携して作っている石見観光振興協議会が主な実施主体となる予定であり、文化庁の財政支援を受けながら、情報発信事業や普及啓発事業、情報発信の拠点となる石見神楽常設展示場の設置などを予定しているところである。

———原案のとおり了承